

議案第25号

日野町営土地改良事業の経費の賦課基準及びその徴収の時期方法について

別表のとおり、日野町営土地改良事業の経費の賦課基準及びその徴収の時期方法を定めたいので、日野町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例第2条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月6日提出

日野町長 景山享弘

別表

番号	工事の名称及び施行場所	経費の賦課基準	徴収の時期	徴収方法
1	本郷井手改修工事 日野町下菅	事業費の15% 相当額	平成26年 3月31日限り	町税の徴収 方法に準拠 する
2	下菅水路改修工事 日野町下菅	事業費の20% 相当額	平成26年 3月31日限り	町税の徴収 方法に準拠 する

# 平成25年度 水路改修工事平面図

H24年度 改修区間(1期目)L=110m

H25年度 改修区間(2期目)L=120m

事業名	本郷井手改修工事(2期目)
事業費	8,000千円
事業量	延長L=120m H700×B1300 大型フリューム敷設
補助事業	農業体質強化基盤整備促進事業(国庫補助)
負担率	国55% 県15% 町15% 受益者15%

事業名	下管水路改修工事
事業費	9,750千円
事業量	延長L=500m B200~B300 ベンチフリューム敷設
補助事業	しっかり守る農林基盤交付金(単県事業)
負担率	県40% 町40% 受益者20%

